

## 第十二号

徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年十一月二十六日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例（昭和四十四年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の四条を加える。

（入校）

第二条の二 職業能力開発校に入校することができる者は、規則で定めるところにより知事の許可を受けた者とする。

（入校試験手数料等）

第二条の三 職業能力開発校の入校試験を受けようとする者は、二千二百円の入校試験手数料を納付しなければならない。

2 修了証明書、成績証明書その他の証明書の交付を受けようとする者（訓練生を除く。）は、一通につき四百円の証明手数料を納付しなければならない。

3 前二項に規定する手数料は、出願の際、納付しなければならない。

4 既納の手数料は、還付しない。

（入校料）

第二条の四 職業能力開発校の入校の許可を受けようとする者（職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第九条に規定する普通課程の普通職業訓練（以下「普通課程の普通職業訓練」という。）を受けようとする者に限る。）は、規則で定めるところにより、五千六百五十円の入校料を納付しなければならない。

2 既納の入校料は、還付しない。

（授業料）

第十二号 徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 第二条の五** 職業能力開発校の普通課程の普通職業訓練の訓練生は、規則で定めるところにより、年額十一万八千八百円の授業料を納付しなければならない。
- 2 知事は、特別の理由があると認めるときは、授業料の全部又は一部を免除することができる。
  - 3 既納の授業料は、還付しない。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、その授業料の全部又は一部を還付することができる。

#### 附則

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第二条の次に四条を加える改正規定（第二条の五に係る部分に限る。）及び次項の規定は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の日の前日から引き続き徳島県職業能力開発校の普通課程の普通職業訓練（職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第九条に規定する普通課程の普通職業訓練をいう。）を受けている訓練生に係る授業料については、改正後の第二条の五の規定にかかわらず、納付を要しない。

#### 提案理由

他県等との均衡等を勘案し、訓練生に適正な負担を求めするため、徳島県職業能力開発校の普通課程の普通職業訓練に係る授業料等を徴収する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。